

各県立学校長 様

教 育 長

冬季休業期間における新型コロナウイルス等感染症対策について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向にある中、県内でもインフルエンザによる学級閉鎖が発生するなど季節性インフルエンザとの同時流行が懸念され、予断を許さない状況です。

学校教育活動を継続するためには、冬季休業期間においても警戒度を高く保ち、新型コロナウイルス等感染症対策の徹底が必要となります。

つきましては、下記のとおり冬季休業期間における新型コロナウイルス等感染症対策について、適切な対応をお願いします。

また、埼玉県教育委員会作成の児童・生徒・保護者向けリーフレットを添付しますので、御活用くださるようお願いします。

併せて、令和4年12月12日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡『『年末年始の感染対策についての考え方』について』が通知されましたので送付いたします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には、自宅での休養（登校自粛）を徹底すること。

イ 冬季休業中の児童生徒の健康状態を把握するためにICTや健康観察アプリを活用するなど連絡手段を確認しておくこと。

ウ 冬季休業後の登校の再開に当たっては、体調不良者の登校自粛を徹底すること。学校における感染拡大防止のために、特に初日の対応が重要であることに留意すること。

(2) 適切なマスクの着脱の実施

令和4年12月2日付け教保体第1337-1号「マスクの着脱に係る児童生徒等

への適切な対応について（依頼）」に基づき、適切なマスクの着脱を徹底すること。

### (3) 換気（エアロゾル対策）の徹底

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気は極めて重要であることから、児童生徒が学校に登校する場合には、効果的な換気を実施すること。家庭内においても、できる限りの換気に努めること。

#### ア 常時換気の実施

対角の窓や戸を5～10cm程開ける常時換気を基本とするが、寒冷等により困難な場合には、CO<sub>2</sub>モニターによる換気状況を確認するとともに、予め換気時間を設定し、一定時間毎に窓開け換気をすること。

#### イ 暖房使用時における常時換気の実施

暖房を使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、上記アのとおり換気を徹底すること。

#### ウ サーキュレータ等を活用した強制換気の実施

できる限りサーキュレータや扇風機又は機械換気設備を活用し、室内の空気を室外へ排気し、外気を取り入れる強制換気を実施すること。

## 2 部活動及び合宿について

部活動及び合宿の取扱いについては、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動の他、令和4年5月30日付け教保体第429-1号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」及び令和4年7月14日付け教保体第716-1号「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策等について（通知）」のとおり対応すること。

なお、部活動実施に当たっては、顧問の教員、部活動指導員等だけに委ねることなく、学校として責任をもって感染対策に取り組むこと。

## 3 児童生徒・教職員のワクチン接種について

### (1) 教職員のワクチン接種

新型コロナワクチンについては、居住市区町村のほか、埼玉県ワクチン接種センター等での接種も可能であることから、教職員に対し、[埼玉県ホームページ](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html)<sup>\*</sup>や厚生労働省ホームページ等の情報を周知するとともに、ワクチン接種を希望する教職員が可能な限り早期に接種できるよう配慮すること。

<sup>\*</sup>県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19vaccination.html>



### (2) 児童生徒のワクチン接種

ア ワクチン接種を希望する児童生徒が速やかに接種できるよう児童生徒及び保護者に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、引き続きワクチン接種についての正しい理解の周知に努めること。

イ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に十分留意すること。

#### 4 発熱等の体調不良時への備えについて

国は、国民に対し次の呼びかけを行っている。

- 年末年始は医療機関の診療体制が通常と異なることから、事前に地域の医療機関の受診可能日程等を確認すること
- 発熱等の体調不良時、速やかに自己検査をできるよう新型コロナ抗原検査キット・解熱鎮痛剤の事前購入を推奨すること
- 帰省する場合は、地元で高齢の親族など多くの人と接触があることから、帰省前後に検査を実施すること（無料検査の活用を含む）

については、教職員についても、上記に留意するよう周知すること。

なお、県からの県民への呼びかけ等についても随時把握し、上記留意点等について、保護者への周知に配慮すること。

##### 【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

##### 【県立中学校・高等学校の学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

##### 【県立特別支援学校の学習指導・部活動に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

##### 【県立学校の運動部に関すること】

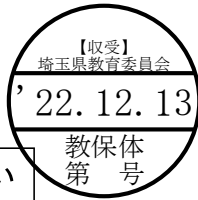
担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

##### 【教職員の感染防止対策に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971



「年末年始の感染対策についての考え方」（新型コロナウイルス感染症対策分科会）についてお知らせします。

事務連絡  
令和4年12月12日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「年末年始の感染対策についての考え方」について

先日、12月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、下記のとおり「年末年始の感染対策についての考え方」が取りまとめられました。

・年末年始の感染対策についての考え方（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai21/taisaku.pdf>

これは、新型コロナウイルスの今後の感染拡大に伴い、社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫を招かないようにするための年末年始における感染対策について示したものとなりますので、御参照いただき、各自治体の衛生主管部（局）と連携し、状況に応じて必要な周知等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、12月6日に同様の趣旨で、別紙の「年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて」のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から帰省の際の検査に関する周知依頼がありましたので併せてお知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事務連絡  
令和4年12月6日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて

今秋以降の感染拡大への対応については、先般11月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定いたしました。

本決定においては、今秋以降の感染拡大が、今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することとしています。

本決定を受け、年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、年末年始期間中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと  
特におミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、おミクロン株対応ワクチンを接種していただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで。以下同じ。）、上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ 年末年始期間中、主要な駅（駅周辺を含む。）や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

については、貴府省庁におかれては、上記について十分ご了知の上、関係団体へ周知いただくようお願いいたします。